

議案第19号

二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正により、本条例における新型コロナウイルス感染症の根拠となる政令が廃止されたことから、改めて定義を規定することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行日から適用する。

(議案第19号) 二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(感染症のまん延防止作業手当の特例)</p> <p>3 職員が新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。</u>）から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、第4条第1項の規定にかかわらず、感染症のまん延防止作業手当として防疫等作業手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> | <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(感染症のまん延防止作業手当の特例)</p> <p>3 職員が新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>）から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、第4条第1項の規定にかかわらず、感染症のまん延防止作業手当として防疫等作業手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> |